

質問第一〇〇号

サンルダムに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月二十日

参議院議長江田五月殿

紙

智
子

サンルダムに関する質問主意書

北海道開発局（以下「開発局」という。）は、今年十月にサンル川（天塩川の支流名寄川の更に支流）にサンルダムを建設することを中心とする天塩川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）を策定した。多くの地域住民、漁業関係者、学識経験者らが天塩川流域委員会（以下「流域委員会」という。）での議論の過程や整備計画の策定過程で、ダム建設への疑問や意見を提示し、開発局に納得のいく資料提示と説明責任を求めてきたが、開発局は「寄せられた疑問への回答は開発局ホームページに掲載している」と言って十分な対応を避ける態度に終始した。

このため今なお天塩川、名寄川の洪水対策、堤防整備の現況、サクラマスの繁殖への否定的影響、ダム建設費などといったダム建設の前提となる基本的事項さえ明らかにされておらず、現地や北海道ではダム建設そのものの必要性に疑問を投げ掛ける声、漁業資源、自然環境への重大な影響を懸念する声が続いている。

サンル川の流域面積は天塩川のわずか三パーセントにすぎない。「予定されるサンルダムは天塩川本流の洪水対策にはほとんど寄与しない」という根本的な疑問の声に行政が真正面からこたえることなく、ダム建設を推し進めるようなことはあつてはならない。河川行政に求められるのは徹底した情報開示と関係者・住

民への説明である。

よつて、以下質問する。

一 治水について

整備計画では、昭和四十八年八月、昭和五十年八月、同年九月及び昭和五十六年八月に発生したような洪水を再び引き起こさないことを目標とし、流域委員会の議論ではサンルダムは実質的に名寄市の水害対策として提案されていた。

1 名寄市周辺の浸水について

開発局は流域委員会で、目標流量が流れた場合の浸水域として名寄川の上名寄より下流域と名寄川左岸と天塩川右岸によつて囲まれる名寄市街の大部分を推定して図示した。この浸水予測は「流下能力の不足箇所では、破堤等がどこでも起こりうるため、各箇所で破壊等を想定して、浸水の恐れのある区域を明示」というものである。

しかしながら国土交通省によると、昭和四十八年八月の戦後最大の洪水時には、名寄市内の国が管理する河川区間において破堤（決壊）は起こっていない。当時より堤防整備が格段に進んでいる現在、開

発局が「破堤等がどこでも起こりうる」とする根拠を明らかにされたい。

2 名寄川の目標流量について

整備計画では「戦後最大規模の洪水流量により想定される被害の軽減を図ることを目標とし、河川整備計画の目標流量を」決めるとしており、目標流量は誉平四千四百立方メートル／秒、名寄大橋二千立方メートル／秒、名寄川の真勲別千五百立方メートル／秒となつていて。戦後最大規模の洪水流量は、

誉平で氾濫量を勘案して四千四百立方メートル／秒、名寄大橋で千八百八十九立方メートル／秒、真勲別で千百十五立方メートル／秒であるから、誉平の目標流量が実績流量なのに対し、真勲別の目標流量は実績流量の約一・三五倍、約四百立方メートル／秒も高くなつていて。名寄川の目標流量に過去の最大実績の数値を用いなかつたのはなぜか明らかにされたい。

3 整備計画は住民を守ることを優先することについて

平成十八年十月の大型台風により下川町上流では外水被害があり、また音威子府村のおさしまでは内水氾濫があつたが、整備計画ではいずれについても何らの手当ても盛り込まれていない。サンルダムを建設してもこれらの内水・外水氾濫を解決できないものであり、ダム建設ではなく堤防整備、排水機場

整備が地元住民の要望にそういうものではないかと考へるが、政府の見解を示されたい。

二 利水について

開発局は、正常流量を考へる最も大きな根拠はサケマスの遡上や降下に支障を來さないことであるとし、整備計画では十年に一度の渇水年にも利水や動植物の保護のために一定の流量を確保するとして正常流量を決めている。

1 正常流量について

整備計画では、名寄川真勲別の $1/10$ 渇水流量は二・五八立方メートル／秒に対し、正常流量は灌漑期に六・〇立方メートル／秒、非灌漑期に五・五立方メートル／秒としている。一方、天塩川本流では美深橋で $1/10$ 渇水流量十八・二六立方メートル／秒に対して、正常流量はおおむね二十立方メートル／秒としている。両者を比較すると、天塩川本流の正常流量は $1/10$ 渇水流量と同程度であるにもかかわらず、名寄川では二倍以上になつていて、非灌漑期にはサケマスは遡上しないにもかかわらず、名寄川で非灌漑期に正常流量を現在より増やす根拠は何か。また、非灌漑期に名寄川の正常流量を五・五立方メートル／秒にした根拠をそれぞれ示されたい。

2 サンルダムからの水道水の取水について

整備計画では、サンルダムによつて名寄市の真勲別地点で新たに最大千五百十立方メートル／日、下川町北町地点で百三十立方メートル／日の水道用水として取水を可能とするとされている。この水量は、それぞれ〇・〇一七五立方メートル／秒（十七・五リットル／秒）及び〇・〇〇一五立方メートル／秒（一・五リットル／秒）に相当し、両者を合わせても、 $1/10$ 渴水流量のわずか〇・七パーセントである。なぜ名寄川やサンル川からの微量の取水を行わせず、サンルダムから水道水を取水するのか明らかなにされたい。

3 発電について

整備計画では、サンルダム発電所において最大出力千キロワットの発電を行うとしている。しかし、サンル川の流量は少なく（年平均流量は八・四立方メートル／秒程度）、融雪期や大雨のとき以外は、サンルダムから正常流量を流し、サクラマス遡上期には魚道に水を流すと、ダムに貯水される量は少くなる。それでも発電を行おうとすると、岩尾内ダムで行つてゐるハイドロピーキング操作（発電のための急激な人為的水位変動）を行わなければならぬ可能性が高い。その場合、岩尾内ダム下流でしば

しば生じてゐる無水期間が生じるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。また、発電と正常流量を流すこととは両立すると考えるならば、その根拠を示されたい。

三 サクラマス資源の保全について

サケ（シロザケ）は放流事業によつて資源が増加しているが、サクラマスは重要で高価な魚種でありながら放流事業を行つても資源は減少傾向にある。サクラマスは三年間の寿命のうち二年間は河川で生活をするので、河川環境に大きく影響を受けることが放流効果が少ない原因と考えられている。現在のところ、ダム建設によつてサクラマス資源を保全したという報告はない。

1 流域委員会の意見と開発局の対応について

流域委員会は平成十八年十二月、開発局長への意見として「サンルダムを建設する場合は溯上のための魚道を整備し、降下対策を図る必要がある。対策の実施にあたつては、その効果を懸念する意見があることから専門家の意見を聴くとともに、現状の溯上、降下など河川環境に負荷を与える前に事前の段階から必要に応じて試験を行い、サクラマスの生息環境の推移を継続的にモニタリングし、その結果に基づきさらに必要な対策を講ずることができる体制を整備して取り組むべきである」と明記した。「事前

の段階から必要に応じて」とされたのは流域委員会での激しい議論の末に盛り込まれたものであり、重要な意味を持つている。

しかし、開発局は本年十一月の「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議準備会」で「サンル川流域においてサクラマスが遡上し、産卵床が広い範囲で確認されているため、サンルダム建設にあたつては魚道を設置し、ダム地点において遡上・降下の機能を確保することにより、サクラマスの生息環境への影響を最小限とするよう取り組む」と説明し、配布資料では、スマルト（幼魚）降下対策として暫定水位運用方法、具体的には恒久的対策の効果を把握・検証する間の措置として、スマルト降下期の貯水位を低下させる運用（暫定水位運用）を行うと記述されている。この運用方法は、ダムを建設した上での検討である。流域委員会が開発局長に提出した意見では、ダム建設前にも検討することを述べているのであり、暫定水位運用方法だけを計画することは、流域委員会意見を無視した方法ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 暫定水位運用法について

前記の運用が行われれば、ダムの利水目的を放棄して治水だけのダムとすることになるが、暫定水位

運用法についてより具体的に説明されたい。またサクラマス資源保全のためには治水目的だけのダムでもやむを得ないと考えているのか、政府の見解を示されたい。

四 ダム経費について

これまで各地のダム建設費は当初予算を大幅に上回る例が多く、建設費が増大すれば地方負担もその分増大し地方財政を圧迫することから、住民説明会などではサンルダム建設費について何度も質問が出された。これに対し開発局は、建設費五百三十億円の根拠、内訳については繰り返し「予算の範囲にとどめる」と説明したもののは、その根拠はいまだに示していない。

今後必要とされる費用を、例えばダム本体工事費、取付け道路建設費、魚道整備費、環境調査費など費用ごとに明らかにし、予算の範囲にとどめるとする根拠を示されたい。

五 関係者・住民への説明について

サクラマスへの影響について、漁協や住民団体との十分な議論を求めた私の質問に対し、国土交通省は「関係者の方々と話し合いをすすめながら事業をすすめる」と昨年、答弁した。政府は、漁協、住民団体、自然保護団体と十分な話し合いをしたと認識しているか明らかにされたい。またそれぞれの関係団体

からダム建設に納得を得られていると評価しているか、政府の認識を示されたい。

右質問する。

